

マイナンバー(社会保障・税番号)制度が始まります。

■マイナンバーは行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会実現のための社会基盤です。

マイナンバー(社会保障・税番号)は、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。

- (1) 行政の効率化: 国や地方公共団体で、情報の照合、転記等に要する時間・労力が大幅に削減され、複数の機関の間での情報連携により、手続きが正確でスムーズになります。
- (2) 国民の利便性の向上: 社会保障・税関係の申請時に必要な課税証明書などの添付書類の削減など、面倒な手続きが簡単になります。
- (3) 公平・公正な社会の実現: 国民の所得状況等が把握しやすくなり、不正受給防止や本当に困っている方へのきめ細かな支援が可能になります。

■27年10月以降、マイナンバーが通知されます。

27年10月以降、住民票を有する方(住民票を有する外国人を含む)に12ケタのマイナンバー(個人番号)が通知されます。通知は、市区町村から住民票の住所あてに「通知カード」が郵送されます。マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいし、不正に使用されるおそれがある場合を除き、番号は一生変更されません。大切にしてください。

■マイナンバーの利用は28年1月以降、情報連携は29年1月以降、順次始まります。

マイナンバーは、28年1月以降、年金、医療保険、雇用保険、福祉の給付や税の手続などで使用されます。情報提供ネットワークシステムを通じた各機関間の情報連携は、国は29年1月以降、地方公共団体は29年7月以降、順次始まります。情報連携により、申請時の課税証明書等の添付省略など、国民の負担軽減・利便性向上が実現します。

安全管理を徹底します

■マイナンバーは法律で定められた目的以外で利用することはできません。

マイナンバーは、生活の様々な場面で利用しますが、法律で定められた目的以外にむやみに他人にマイナンバーを提供することはできません。また、他人のマイナンバーの不正入手や、マイナンバーを含む個人情報ファイルを他人への不当な提供は処罰の対象です。

■個人情報に対する懸念に制度面・システム面で厳しく対応します。

個人情報が外部に漏れるのではないかと、他人のマイナンバーでなりすましが起こるのではないかと、といった懸念の声に対し、安全・安心を確保するため、制度・システムの両面から、個人情報保護の措置を講じています。

- * 法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しています。
- * 特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督します。法律違反の場合の罰則も重くなっています。
- * 個人情報は一元管理ではなく、従来どおり、年金情報は年金事務所、税情報は税務署など、分散して管理します。
- * 行政機関間の情報連携はマイナンバーを直接使わず、システムにアクセスできる人を制限し、通信は暗号化します。

■自分の個人情報がどのようにやりとりされているか確認できるようになります。

29年1月から、情報提供等記録開示システムが稼働する予定です。マイナンバーを含む自分の個人情報を、情報提供ネットワークシステムを通じて、いつ、誰が、なぜ提供したのか確認でき、不正・不適切な情報照会・提供が行われていないか、いつでも確認できます。

民間事業者も対応が必要です

■民間事業者でもマイナンバーを取り扱います。準備が必要です。

民間事業者は、従業員の健康保険・厚生年金の手続や、給料の源泉徴収票の作成事務を行っています。また、証券会社や保険会社は、配当金・保険金等の支払調書の作成事務を行っています。民間事業者や金融機関では2008年1月以降、これらの手続で従業員等のマイナンバーを記載する必要があります。また、民間事業者が外部の方に講演や原稿執筆を依頼し、報酬を支払う場合、報酬から税の源泉徴収をしなければなりません。こうした外部の方からもマイナンバーを提供してもらう必要があります。

マイナンバーは従業員を雇用するすべての民間事業者に関係する制度です。特定個人情報保護委員会のガイドラインなどを参考に、準備を進めてください。

■マイナンバーを従業員などから取得する際、利用目的を明示してください。

マイナンバーは、法律で限定的に明記された場合以外で、提供を求めたり、利用したりすることは禁止されています。マイナンバーを従業員から取得する際、利用目的を特定し、通知又は公表が必要です。源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的でマイナンバーを利用する場合、まとめて目的を示すことは可能ですが、後から利用目的を追加することはできません。改めて利用目的を通知・公表してください。

■なりすまし防止のため、本人確認を厳格に行ってください。

番号のみの本人確認では、なりすましのおそれもあることから、日本の制度では、番号のみでの本人確認は認められません。必ず番号が正しいことの確認に加え、番号の正しい持ち主であることを確認する身元確認が必要です。

■特定個人情報の取扱いは、ガイドラインを踏まえた対応が必要です。

マイナンバーをその内容に含む個人情報(特定個人情報)の適正な取扱いを確保するための具体的な指針や実務に即した具体的な事例を記述したガイドラインを特定個人情報保護委員会が作成しています。ガイドラインでは、中小規模の事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響に配慮しています。

■様々な用途で利用可能な「個人番号カード」は申請により交付されます。本人確認が1枚で可能です。

「通知カード」は顔写真がなく、身元確認のため別に運転免許証等が必要ですが、「個人番号カード」は、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号に加え、顔写真が表示され、個人番号と身元の両方が一度で確認できます。

個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードのICチップを活用し、お住いの市町村の図書館利用証や印鑑登録証など各地方公共団体が条例で定めるサービスにも使用できます。また、電子証明書を用いて、e-Taxなどの各種電子申請が行えます。なお、個人番号カードのICチップには、券面に書かれている情報のほか、電子申請のための電子証明書は記録されますが、所得情報や病歴などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。そのため、個人番号カードからすべての個人情報がわかってしまうことはありません。

■法人番号は自由に利用できます。

法人にも1法人一つの番号が指定され、平成27年10月以降、国税庁から登記上の所在地宛に13ケタの法人番号が通知されます。法人番号は広く公表され、インターネットを利用して検索・閲覧が可能になります。個人番号と異なり、官民間問わず、自由に利用できます。

マイナンバーに関するお問合せ

■最新情報はホームページまで。コールセンターも設置しています。

マイナンバー制度のよくある質問(FAQ)や最新情報は内閣官房の社会保障・税番号制度(マイナンバー)のホームページに掲載しています。特定個人情報保護委員会、総務省、国税庁、厚生労働省等の関係省庁でも情報発信をしており、内閣官房のホームページから各省庁の関連ホームページにリンクしています。

また、マイナンバーのコールセンターを開設しています。お気軽にお問い合わせください。土日祝日・年末年始を除き、9:30から17:30まで。番号は0570-20-0178(マイナンバー)、外国語は0570-20-0291です。(外国語は、英語のほか、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語の5か国語で対応可能です。)